
午後 1時30分開会

○議会事務局長（栗原信行） 開会に先立ちまして、ご報告申し上げます。

現在、正副議長がともに不在でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、中原輝明議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

中原議員、議長席へお願ひいたします。

○臨時議長（中原輝明） ただいまご紹介をいただきました中原輝明でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

これより平成25年松本広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程により進めてまいります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（中原輝明） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、臨時議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（中原輝明） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中原輝明） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中原輝明） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会議長に太田更三議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました太田更三議員を松本広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（中原輝明） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました太田更三議員が議長に当選されました。

議長に当選されました太田更三議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

議長に当選されました太田更三議員から挨拶があります。

太田議員。

○議長（太田更三） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは松本広域連合議会の第11代議長に推挙いただきまして、身に余る光栄に存じますとともに、責任とその重大さを痛感しているところでございます。全力でこの職責を全うする所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

21世紀は、地方分権の時代と言われておりますが、こうした流れの中で、地方の権限や自己決定権の拡充は、一方で自治体の自主性、自立性がより一層求められることになります。とりわけ、松本地域における広域行政の推進役として、広域連合の果たす役割がますます重要となっております。

松本広域連合が発足し、14年が経過いたしましたが、恵まれた自然環境との共生「アルプスの風さわやかに やさしく豊かに伸びゆくふるさと」を念頭に関係8市村、43万住民の負託に応えるため、議会として果たす役割を的確に行ってまいりたいと思います。

また、議員の皆様、連合長を初めとする理事者の皆様のこれまで以上のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（中原輝明） これをもって私の職務は終わりました。

皆さんのご協力をいただきまして、無事職務を終了することができました。

議長と交代いたします。

まことにありがとうございました。

（臨時議長、議長と交代）

○議長（太田更三） ただいまより、議長としての職務を遂行いたします。よろしくお願ひいたします。

最初に、ご報告申し上げます。

さきの山形村村長選挙におきまして、百瀬久村長が当選され、副広域連合長に就任されております。松本広域連合議会を代表いたしまして、お祝いを申し上げます。

次に、松本市議会、塩尻市議会及び生坂村議会での選挙において、新たに15名の議員が松本広域連合議会議員になられました。今後ともよろしくお願ひいたします。

今臨時会には、広域連合長より議案が12件提出されております。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、広域連合長の専決処分事項の指定にかかる報告1件及び地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成24年度松本広域連合繰越明許費繰越計算書が提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

日程第3 副議長の選挙

○議長（太田更三） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法に

よりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○ 松本広域連合議会副議長に、五味東条議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました五味東条議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五味東条議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました五味東条議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○ 副議長に当選されました五味東条議員から挨拶があります。

五味議員。

○副議長（五味東条） 副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、松本広域連合議会の副議長に推挙いただき、この上なく光栄に存じ、また、責任の重大さを痛感しているところでございます。

松本広域連合議会関係8市村、43万住民のため、議会の果たす役割は大きく、議会の機能を十分果たせるよう、太田松本広域連合議會議長を補佐し、一生懸命議会運営に努力している所存でございます。

また、議員の皆様、連合長を初めとする理事者の皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第4 議席の指定

○議長（太田更三） 日程第4、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、現在ご着席の席を指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（太田更三） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において1番、柿澤潔議員、2番、小林弘明議員、3番、高山一榮議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

○議長（太田更三） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

○ お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第7 常任委員の選任

○議長（太田更三） 日程第7、常任委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元の常任委

員名簿に記載のとおりに指名いたします。

日程第8 議会運営委員の選任

○議長（太田更三） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元の議会運営委員名簿に記載のとおり指名いたします。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定されておりますので、ご報告申し上げます。

委員長に、白川延子議員、副委員長に、永田公由議員。

以上のとおりであります。

日程第9 議案第1号～議案第9号並びに報第1号及び第2号

○議長（太田更三） 日程第9、議案第1号から第9号まで並びに報第1号及び第2号の以上11件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成25年松本広域連合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。まず初めに、正副議長のご就任に当たりまして、一言お祝いを申し上げたいと存じます。ただいま全会一致でご推薦を受けられ、ここに松本広域連合議会第11代議長として太田更三議員が、そして第10代副議長として五味東条議員がそれぞれ選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

太田議長におかれましては、松本市議会において議会運営委員長などの要職を歴任され、この5月には松本市議会第46代議長に就任され、その卓越した政治手腕は高く評価されているところでございます。

また、五味副議長におかれましては、塩尻市議會議員として3期にわたりご活躍され、こ

の間、経済建設委員長などの要職を歴任されました。同じくこの5月には塩尻市議会第20代議長に就任され、高い見識と指導力に大きな期待が寄せられているところでございます。

議長、副議長におかれましては、これまで培われたご経験をもとに、松本広域連合議会の運営を初め、松本地域の発展のため、今後一層のご尽力をお願い申し上げます。

また、2市1村の議会において、松本広域連合議会議員の選挙等が行われ、15名の皆様がご就任されました。皆様におかれましても松本地域のさらなる発展のためお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、2月定例会以降、山形村村長選挙が行われ、百瀬久村長が初当選の栄誉を得られました。松本広域連合を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

また、朝日村の中村武雄村長が東筑摩郡の村長会長に選任され、広域連合の代表副広域連合長に就任されておりますので、あわせてご報告申し上げます。

それでは、今議会は平成25年度の初議会でありますので、議案の説明に先立ちまして、この際、所信の一端を申し上げたいと存じます。

初めに、国の経済財政運営に関する申し上げます。

日本経済の再生を目指すいわゆるアベノミクスにつきましては、大胆な金融政策の結果、円安、株高の進行によって輸出関連産業を中心に業績が好転し、一定の評価がされているところであります。しかしながら、一方で、一時長期金利が上昇するなど不安材料が生じ、加えて、燃料費などの原材料費の高騰による中小企業等における業績への圧迫が懸念されるところであります。

こうした状況のもとで、地方へのその波及効果は乏しく、私は、実体経済において景気が回復軌道に乗るために、政府が具体的な成長戦略を着実に実行することに加え、雇用や賃金水準の改善など内需の拡大を図ることが不可欠と考えております。

また、いわゆる経済財政運営の指針として「骨太の方針」も示されているところであります。地方の財政運営に及ぼす影響も多大であり、基礎的自治体を初め、広域行政を担う私といたしましても、引き続き地方分権の推進と地方自主権の確立に努めてまいり所存でありますので、一層のご理解、ご協力を願い申し上げます。

次に、「新県立大学設立基本構想案」に関する申し上げます。

ご承知のとおり、長野県は、このほど県立大学設立準備委員会においてその構想案を取りまとめました。構想にうたわれている学部構成によりますと、県下私立大学と競合する学科もあり、特に当広域圏内の松本大学への影響が大きく、県下既存大学の存続にも大きな影響

が懸念されます。

松本大学は、平成14年、松本広域連合構成19市町村からの巨額な財政支援を初めさまざまご協力により開設され、地域立大学として一定の評価を得てまいりました。

私は、今後少子化が進み、学生数が減少していく時代にあって、県が県内既存大学と同様な課程を新たに設置することは、地域の人材育成拠点である既存大学の弱体化を招くだけでなく、これまで県を含め地元自治体が、まちづくり等の観点から、既存大学に対し、公的支援をしてきた経緯とも矛盾するものであると関係者に訴えてまいりました。しかしながら、構想案は、松本地域が想定するものとは乖離した内容となっており、極めて遺憾であります。

国内を俯瞰してみても、定員割れ等、人口減少期の進展とともに、多くの既存大学を取り巻く環境が厳しさを増す最中に、これまた県財政においても大変厳しい折、新たな県立大学を設立する意味は極めて重いものであります。

そこで、私いたしましては、去る6月21日、阿部知事に対し、 性急に進めることなく、改めて県民に広く意見を求め、その上で知事自身の責任において慎重にご判断いただくよう要請文を提出したところであります。

その矢先の6月24日、阿部知事は、県議会における議論を待つことなく、記者会見の場で構想原案に沿って進める旨の意思を表明されました。覚悟の上の知事の決断かと思いますが、具体化するに至っては広く県民の意見を聞いて成案とするよう強く求めるところであります。

議員各位におかれましても、何とぞ過去の経緯や高等教育を取り巻く現況を十分にご理解いただき、今後とも情報を共有し、課題解決にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、当広域連合が当面する課題等について申し上げます。

初めに、地方公務員の給与削減に関連して申し上げます。

ご承知のとおり、国は、さきの東日本大震災の復興財源に充てるとして、国家公務員の人員費を臨時的に削減したことに対し、地方公務員の給与もこれに準じた削減を求めており、それを前提として、地方交付税の削減を通じて事実上強制することは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、まことに遺憾であります。

当広域連合いたしましては、構成市村の動向を踏まえ、慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、今年度の重点事業であります消防救急無線のデジタル化事業と現消防通信指令システムを更新する高機能消防指令センター総合整備事業について申し上げます。

両事業とも国庫補助事業の採択にこぎつけ、今臨時会に関連議案を提出しているところでございます。特に消防救急無線のデジタル化事業につきましては、昨年度実施設計を完了し、今年度中の運用開始を目標に施設整備に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。現在、無線の各拠点施設の現地調査を行うとともに、機器の製作を進めております。今後は麻績消防署への基地局の新設、各消防署及び車両への機器設置、また、現在の通信指令システムへの接続などを進めてまいりますが、現通信指令システムの運用に支障を来たすことのないよう慎重かつ適切に進めてまいります。

それでは、ただいま上程いたしました議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

本日提案申し上げました議案は、条例改正2件、補正予算1件、財産の取得5件、自動車事故に関する和解1件、専決処分の報告2件の計11件となっております。

○ 初めに、議案第1号の松本広域連合情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第2号の松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例は、松本市の第21次住居表示整備事業の実施に伴い、芳川消防署の管轄区域について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号の平成25年度松本広域連合一般会計補正予算は、平成22年度に発生した救急車による人身事故の和解に伴う損害賠償金の追加と高機能消防指令センター総合整備事業に伴う起債の償還金利子分の追加が主なものでございます。

○ 次に、議案第4号から第8号の財産の取得につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、国庫補助事業として前年度から繰り越しをいたしました消防局の高機能消防指令システム一式と常備消防力整備に係る中長期構想に基づく屈折はしご付消防ポンプ自動車1台の購入、及び更新を必要とする消防ポンプ自動車2台と丸の内消防署庄内出張所に配置予定の高規格救急自動車1台を取得するものでございます。

このうち屈折はしご付消防ポンプ自動車1台と消防ポンプ自動車1台につきましては、当初単独事業で予定しておりましたが、国の緊急消防援助隊への登録予定車両として国庫補助事業の採択がされたものでございます。

次に、議案第9号の自動車事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について申し上げます。

これは先ほどの補正予算でも申し上げましたが、平成22年8月7日に松本市元町で発生した自動車事故による損害賠償の額を、当広域連合410万4,190円、相手方ゼロ円とし、和解す

るものでございます。

次に、報告第1号の平成24年度松本広域連合一般会計補正予算（第4号）は、高機能消防指令センター総合整備事業が平成24年度の国庫補助事業として採択されたことに伴う予算措置が主なもので、去る3月25日付で専決処分をしたものでございます。

報告第2号の工事請負契約の締結について、これは消防救急デジタル無線設備整備事業でございますが、この議決更正につきましては、本年の2月定例会で議決をいただいた工事請負契約の締結について、竣工期限の一部変更に伴い専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

このほか議案以外のものといたしまして、広域連合長の専決処分事項の指定にかかるもの1件、平成24年度繰越明許費繰越計算書をご報告申し上げております。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど、監査委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（太田更三）　ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第10 議案に対する質疑

○議長（太田更三）　日程第10、議案第1号から第9号まで並びに報第1号及び第2号の以上11件に対する質疑につきましては、発言通告者はありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から第9号まで並びに報第1号及び第2号の以上11件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時00分休憩

午後 4時40分再開

○議長（太田更三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

常任委員会において正副委員長の互選が行われ、それぞれ決定されておりますので、ご報告申し上げます。

総務民生委員長に中村努議員、同副委員長に前山健治議員、消防委員長に中田善雄議員、同副委員長に平林徳子議員、以上のとおりであります。

日程第11 委員長審査報告

○議長（太田更三） 日程第11、議案第1号から第9号まで並びに報第1号及び第2号の以上11件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、中村努議員。

○総務民生委員長（中村 努） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案3件について、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成25年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、異議なく可欠すべきものと決しました。

最後に、報第1号 平成24年度松本広域連合一般会計補正予算（第4号）につきましては、異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（太田更三） 次に、消防委員長、中田善雄議員。

○消防委員長（中田善雄） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案10件につきまして審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第2号 松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

○ 次に、議案第3号 平成25年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては異議なく可決すべきものと決しました。

○ 次に、議案第4号 財産の取得について（高機能消防指令システム）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

○ 次に、財産の取得4件の議案について申し上げます。

○ 議案第5号、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、議案第6号、災害対応特殊消防ポンプ自動車、議案第7号、消防ポンプ自動車、議案第8号、高規格救急自動車、以上4件につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

○ なお、審査の中では、設計額の算出、入札方法及び国庫補助に関する質疑がありました。

○ 次に、議案第9号 自動車事故に関する損害賠償の額の決定及び和解についてにつきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

○ 次に、報告第1号 平成24年度松本広域連合一般会計補正予算（第4号）につきましては、承認すべきものと決しました。

○ 次に、報告第2号 工事請負契約の締結について（消防救急デジタル無線設備整備工事）の議決更正についてにつきましては、承認すべきものと決しました。

○ 以上で、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（太田更三） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

○ 委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

○ 質疑はありませんか。

○ （「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

○ 次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

○ 意見はありませんか。

○ （「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ないようでありますので、これより採決いたします。

○ 議案第1号から第9号まで並びに報第1号及び第2号の以上11件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

○ （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

○ よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決及び承認されました。

日程第12 議案第10号

○議長（太田更三） 日程第12、議案第10号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、高山一榮議員は除斥となります。

高山一榮議員は退席願います。

（高山一榮議員退席）

○議長（太田更三） 当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の監査委員の任期が議会申し合わせにより満了となりましたことから、新たに高山一榮氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（太田更三） お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第10号につきましては、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、これに同意することに決しました。

高山一榮議員の除斥を解きます。

（高山一榮議員着席）

日程第13 閉会中の継続調査に付することについて

○議長（太田更三）　日程第13、閉会中の継続調査に付することについてを議題といたします。

総務民生委員長、消防委員長及び議会運営委員長から、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（太田更三）　以上をもって、本期臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成25年松本広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後　4時49分閉会